

久礼川水系 流域での取組と検討事項

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる



1 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 河川整備の推進【高知県】
- (2) 適切な河川等の維持管理【高知県】
- (3) 内水排除、排水施設の適切な維持管理【中土佐町】

2 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) 森林の保全・整備
【四国森林管理局、高知県、中土佐町、流域関係者】
- (2) 農地の保全・整備【高知県、中土佐町、流域関係者】

3 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 砂防関係施設の整備【高知県】

4 水害に「そなえる」対策

- (1) 土地利用の検討【高知県、中土佐町】
- (2) 水位計・カメラの設置、水位情報及び土砂災害警戒情報等の提供
【高知県、中土佐町】
- (3) 避難の判断に必要な情報の提供（高知県防災アプリの活用）【高知県】
- (4) 各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定、公表【高知県、中土佐町】
- (5) 各種ハザードマップの作成、公表、周知【中土佐町】
- (6) 安全な避難のための取組・防災教育【高知県、中土佐町、流域関係者】
（要配慮者利用施設避難確保計画の作成の促進、防災教育）
- (7) 発災時の応急措置及び発災後の早期復旧のための取組【国、高知県、中土佐町】
（防災拠点と緊急輸送ルートの確保、災害時の支援協定）
- (8) 下水道における対策【高知県、中土佐町】

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる

久礼川

久礼川では、平成10年9月の集中豪雨により、下流部の久礼市街地において57戸の家屋が浸水するという甚大な被害が発生している。また、平成16年8月の台風10号では、道の川合流部付近より上流の沿川の農地の大半が浸水する大きな被害が発生している。浸水被害防止のため、県では昭和57年度から久礼橋（河口）から国道大川橋下流までの1,440mを対象に整備を進めている。

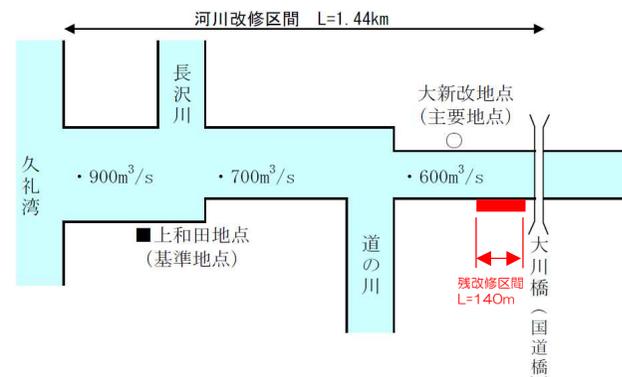


平成16年台風10号被災状況



被災箇所の現在の状況

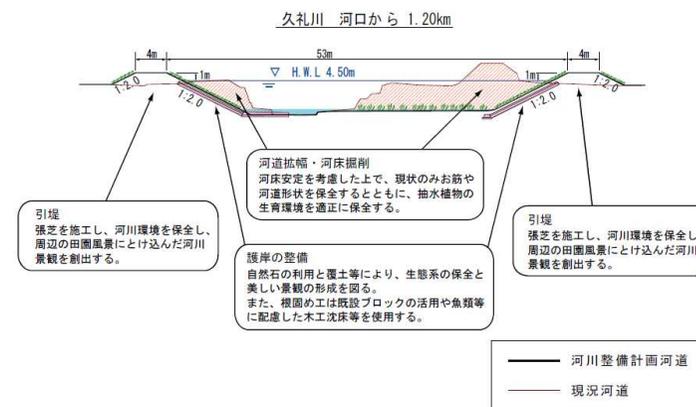
【大新改地付近】（河口から1.3km）



【計画高水流量配分図】



【施工完了箇所】河口から1.4km(左岸)



※横断形状は、現地の状況により変更となる場合がある。

【主要地点横断面図】

全体計画	R4年度まで	R5年度	R6～8年度	R9年度以降
河川改修 L=1,440m	河川改修 L=1,300m	河川改修 L=60m	河川改修 L=80m	河床掘削 L=1,440m

※R5年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

洪水の流下に支障を及ぼす土砂の撤去を毎年度実施。

局所洗堀や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

久礼川

土砂撤去状況



土砂撤去状況



長沢川

土砂堆積状況

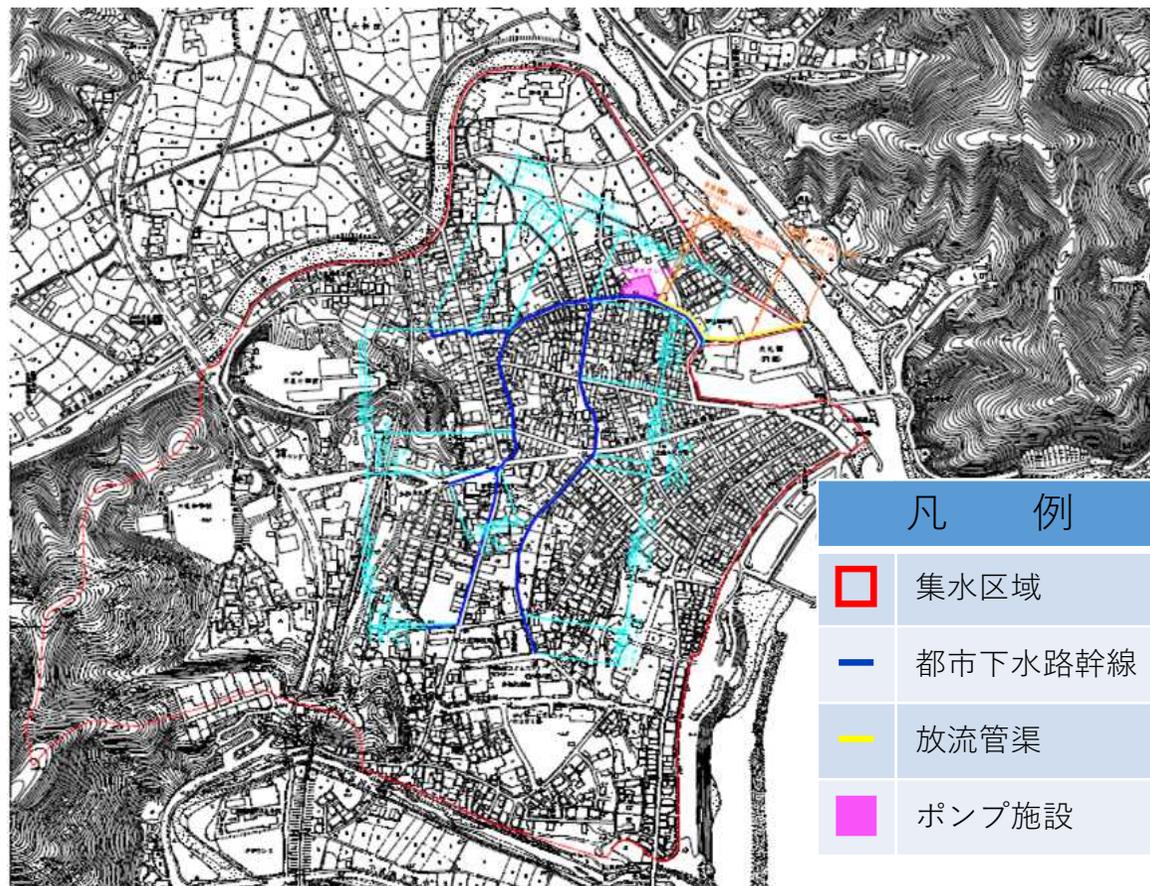


土砂撤去後



概要

昭和50年7月より雨水による内水氾濫の対策として、久礼の一部(65ha)を対象に排水対策事業を開始する。平成15年度に久礼排水ポンプ場の供用が開始され、内水を久礼川へ放流している。平成30年度には2基目となるポンプ設備の増設工事を実施し、令和元年度に完成した。近年、異常気象による豪雨が多発しているため、排水機能を低下させないよう定期的な維持管理を行う。



1号排水ポンプ

2号排水ポンプ

- 中土佐町には、私有林1.4万ha、国有林0.3万ha、計1.7万ha (うち人工林1.2万ha) の森林 (流域市町村の土地面積の約90%) が存在。
- これまでの5年間に於いて、植林や間伐などの森林整備事業を1,435ha、溪間工7箇所、山腹工0.73haの治山事業を実施。
- 森林は山地災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け森林整備・保全の実施が重要。

久礼川流域の森林の整備・保全に向け、関係機関と連携し森林整備及び治山事業を計画的に実施し、樹木の生長や下層植生の繁茂を促し森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。

I 森林の有する機能について

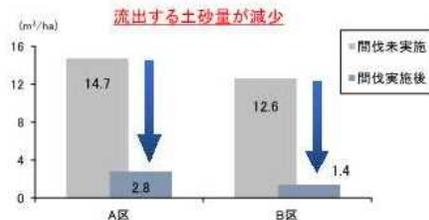
1. 持続可能な森林経営

森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、適切な森林の経営管理により、豊かな人工林資源を「伐って、使って、植える」という形の循環利用が必要。



2. 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土砂流出を抑制。



※ 出典：林政審議会(林野庁)資料

III 森林の整備・保全

植林



間伐



(実施前)

(実施後)

水源林の整備



針広混交林



育成複層林

治山事業



溪間工

II これまでの実施状況 (過去5年間の実績)

(単位：ha、溪間工は箇所)

		H29	H30	R元	R2	R3	計
森林整備事業		155	219	295	343	423	1,435
治山事業	溪間工	4	-	1	1	1	7
	山腹工	-	0.73	-	-	-	0.73

※ 高知県の森林・林業・木材産業及び四国森林管理局業務資料より
※ 久礼川流域に係る高知県の市町村内の実績を計上

◆森林の整備・保全を行う機関と事業◆

林野庁 四国森林管理局：森林整備事業、治山事業

高知県：造林事業、木材安定供給推進事業、みどりの環境整備支援事業、山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、山地防災事業等

市町村：森林環境譲与税を活用する事業等

○国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要

○そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地28,500ha 耕地面積25,800ha 水田面積19,500ha 水稻作付面積10,800ha

※令和4年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和4年度まで
流域のほ場整備面積	27.3

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H30	R元	R 2	R 3	R 4
取組面積(活動組織数)	9(1)	9(1)	43(2)	42(2)	51(3)

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H30	R元	R 2	R3	R4	・	R5(目標)
整備済面積	10,067	10,094	10,120	10,132	10,165	⇒	10,331
単年度整備	21.0	27.1	25.8	12.4	33.2	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

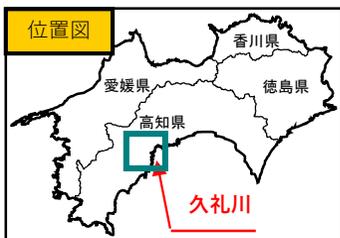
○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	・	R5(目標)
取組面積	9,437	9,211	9,603	9,607	9,506	⇒	9,800
組織数	341	333	336	336	332	⇒	-

※交付金対象農地は、農振農用地

- 久礼川流域を含む中土佐町では、土砂災害警戒区域517箇所、土砂災害特別警戒区域498箇所がある。
- 砂防関係施設の整備により、土砂や流木の流出を防止・抑制する。

位置図



川崎(急傾)

全体計画	R4年度まで	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降
川崎地区 (急傾)				R7年度 完成予定	

高知県内の雨量・水位・ダム・堰の最新観測情報を提供。

高知県 水防観測情報

【観測情報】

雨量観測情報

水位観測情報

ダム観測情報

堰観測情報

河川監視カメラ情報

潮位観測情報

【リンク】

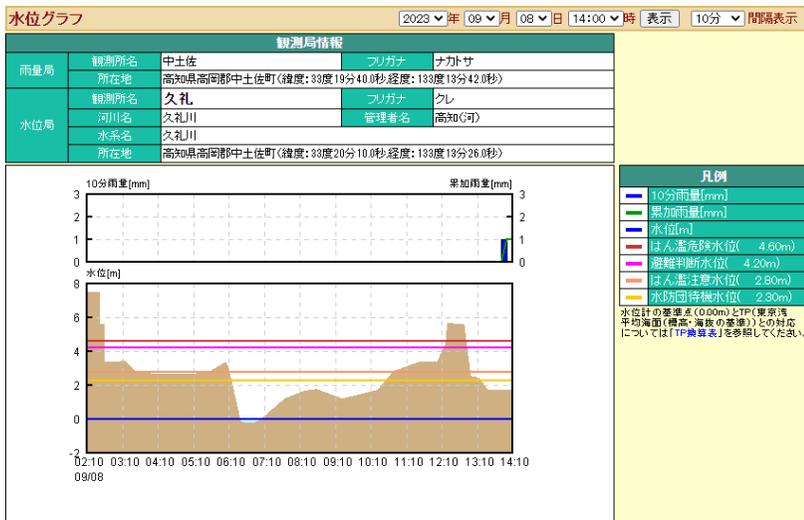
こうち防災情報

高知県

川の防災情報（国土交通省）

川の水位情報

気象庁



観測データ (09/08 12:20~09/08 14:10)

月/日	09/08										最新	
時:分	12:20	12:30	12:40	12:50	13:00	13:10	13:20	13:30	13:40	13:50	14:00	14:10
10分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
累加	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
水位	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※10分雨量:過去10分間に降った雨の量 例)1.00の場合「0.50~1.00」の雨量
 ※累加雨量:雨の降り始めからの積算雨量。時間雨量で無降雨が6時間連続するとリセットする。

中土佐町設置カメラ

現在LIVE 平常時

最新 2023年09月08日14:20 現在

カメラ局名	久礼
フリガナ	クレ
管理者	中土佐町提供
水系名	久礼川
河川名	久礼川
所在地	中土佐町 久礼

表示画像をクリックすると拡大表示を行います。

高知県防災アプリ

- ▼ 気象情報や避難情報、河川水位や土砂災害の危険度など避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知。
- ▼ カメラ機能では、24時間前から現在までの河川水位の変化などを確認可能。
- ▼ 防災マップ機能では、開設された避難所の位置やハザードマップ、避難所までのルートなどの確認が可能。
- ▼ グループ機能で家族や近所の方を登録しておけば、自分の安全を知らせたり、SOSを発信することが可能。
- ▼ 幅広い年代が使用できるよう、各年代に合わせた「一般モード」、「ジュニア（こども）モード」、「シニア（高齢者）モード」の切替機能あり。
- ▼ R5年3月末のインストール数 54,020

自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

開設中の避難所はどこ？

台風の進路は？

川の水位を見たい

土砂災害の危険性はどれくらい？

みんなの気象警報 避難情報？

雨量を知りたい

高知県公式アプリ！

災害時に必要となる
防災情報をプッシュ通知で
お知らせします

無料

高知防災

インストールはこちら！

高知県防災アプリとは？

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの
防災情報をプッシュ通知でお知らせ

気象情報 雨量情報 河川水位情報
警報発令情報 避難所防災情報

通知設定 プッシュ通知される防災情報や
市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や
避難情報などを表示

防災マップ 浸水想定区域や土砂災害警戒
区域など各種ハザードのほか、
開設中の避難所などを表示

カメラ 河川カメラなどの
リアルタイム画像を表示

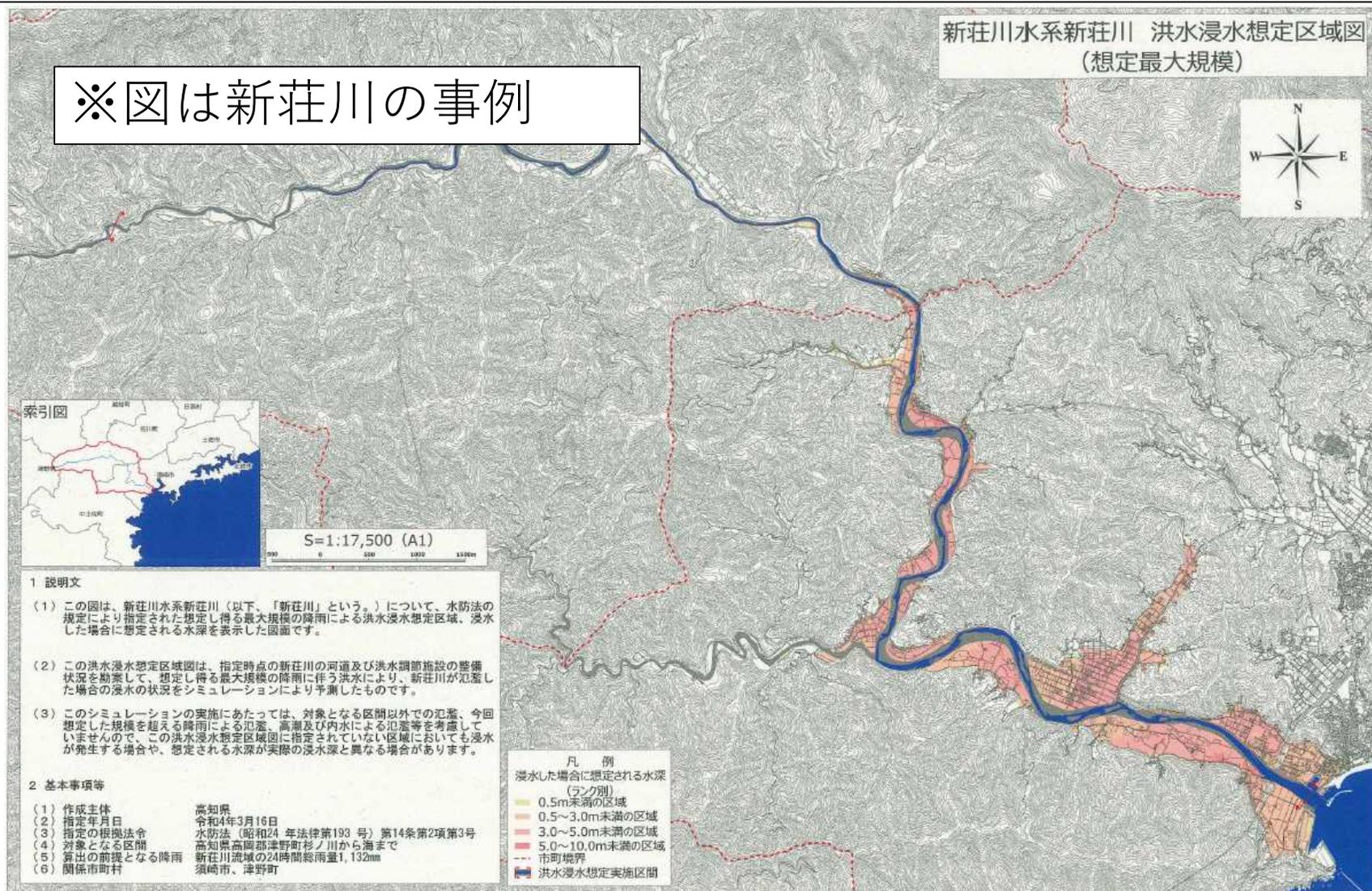
アプリ上で閲覧可能 最新情報表示
過去24時間表示可能(一部)

その他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね！
日頃から利用し、
いざというときに備えちゅうき！

高知県イメージキャラクター
「るしおくん」

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
088-823-9320

- ・ 県内の防護対象がある全河川について、洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）を令和7年度末までに作成予定。
- ・ 久礼川水系については、現在作成中。



①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する内水浸水想定区域を「雨水出水浸水想定区域」という。

（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような河川の堤防の決壊、河川からあふれた水による氾濫を伴うものや、「津波」や「高潮」による浸水は含まない。

②法改正の概要と目的

法改正の概要

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（通称：流域治水関連法）の施行（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する地区での適用を想定した「水位周知下水道」

（改正後）上記に、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」を追加
⇒雨水対策を目的として下水道施設を整備している市町村（区域）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することが必要

【県内対象市町村（11市町）】

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町

目的

水害リスク情報の空白地帯の解消

- ▶ 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化（令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象外の区域においても、多くの浸水被害が発生）
- ▶ 潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

③現状とこれまでの取り組み

現状

県内で、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成している市町は無い。（全国では、R4.3末時点で約1割（105団体）が作成済み）

これまでの取り組み

- ▶ 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- ▶ 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- ▶ 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

④今後の取り組み

令和7年度末までに浸水想定区域図の作成・区域指定をすることを目標に取り組む

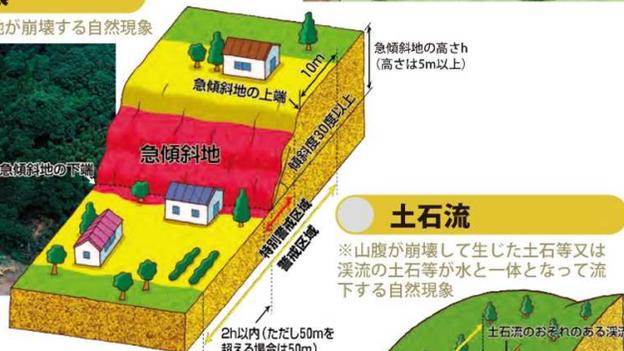
○久礼川流域を含む中土佐町では、土砂災害警戒区域517箇所、土砂災害特別警戒区域498箇所がある。

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

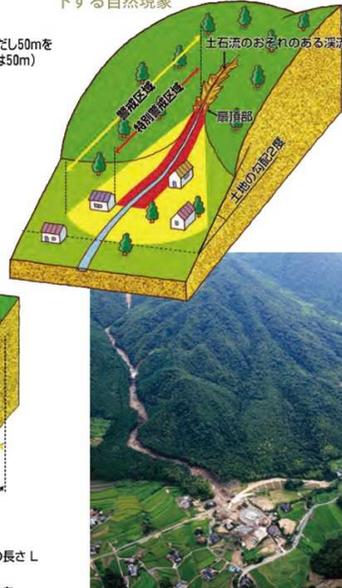
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害のおそれのある区域に土砂災害警戒区域が指定された場合、住民の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害警戒区域の整備が図られます。【国土交通省】

警戒区域では

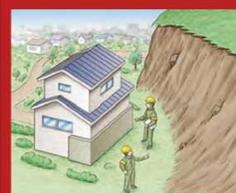
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

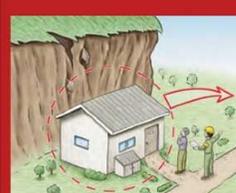


特定の開発行為に対する許可制
住民の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害特別警戒区域の整備が図られます。【国土交通省】

特別警戒区域ではさらに



建築の構造規制
土砂災害特別警戒区域に指定された場合、住民の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害特別警戒区域の整備が図られます。【国土交通省】



建築物の移動規制
土砂災害特別警戒区域に指定された場合、住民の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害特別警戒区域の整備が図られます。【国土交通省】

出典：土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律について（平成29年9月、全国地すべりがけ崩れ対策協議会）

○令和3年度に、高知県全域での土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定完了に合わせて、**高知県土砂災害防止対策実施方針**を策定。住民や行政などのあらゆる主体が、「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方針を相互に補完し合い、継続的に取り組むことで土砂災害に備える。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

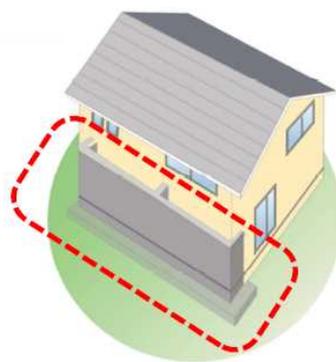
・住民自らの住宅補強を支援！ （「備えて住む」の支援事業）

（高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業補助金）

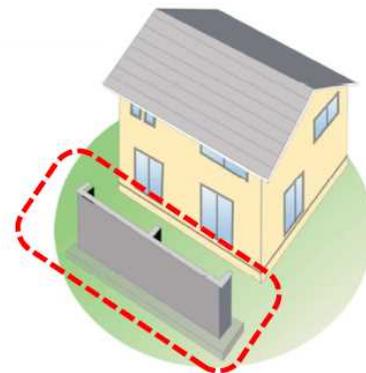
＜補助対象となる構造強化の例＞

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



令和3年度に高知県全域で、土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに合わせて、安全な土地がない地域での建替等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁補強・防護壁の設置費用を一部助成（対象経費の3/4）する制度を、令和4年度に創設しました。

平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されたことから、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性についての高潮浸水想定区域図の作成を行い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。



- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。
また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができることと規定された。

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

令和3年7月に想定最大規模降雨を対象とする浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充されたことから、今後更に指定・公表を前倒していく。
令和5年9月末時点で⑤対象河川約400河川のうち、80河川公表済

対象	土砂災害警戒区域数
高知県	20,012箇所

市町村

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
- ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表

(R3水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う

施設管理者

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(R3水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難訓練結果の報告

広域防災拠点とは

災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設。

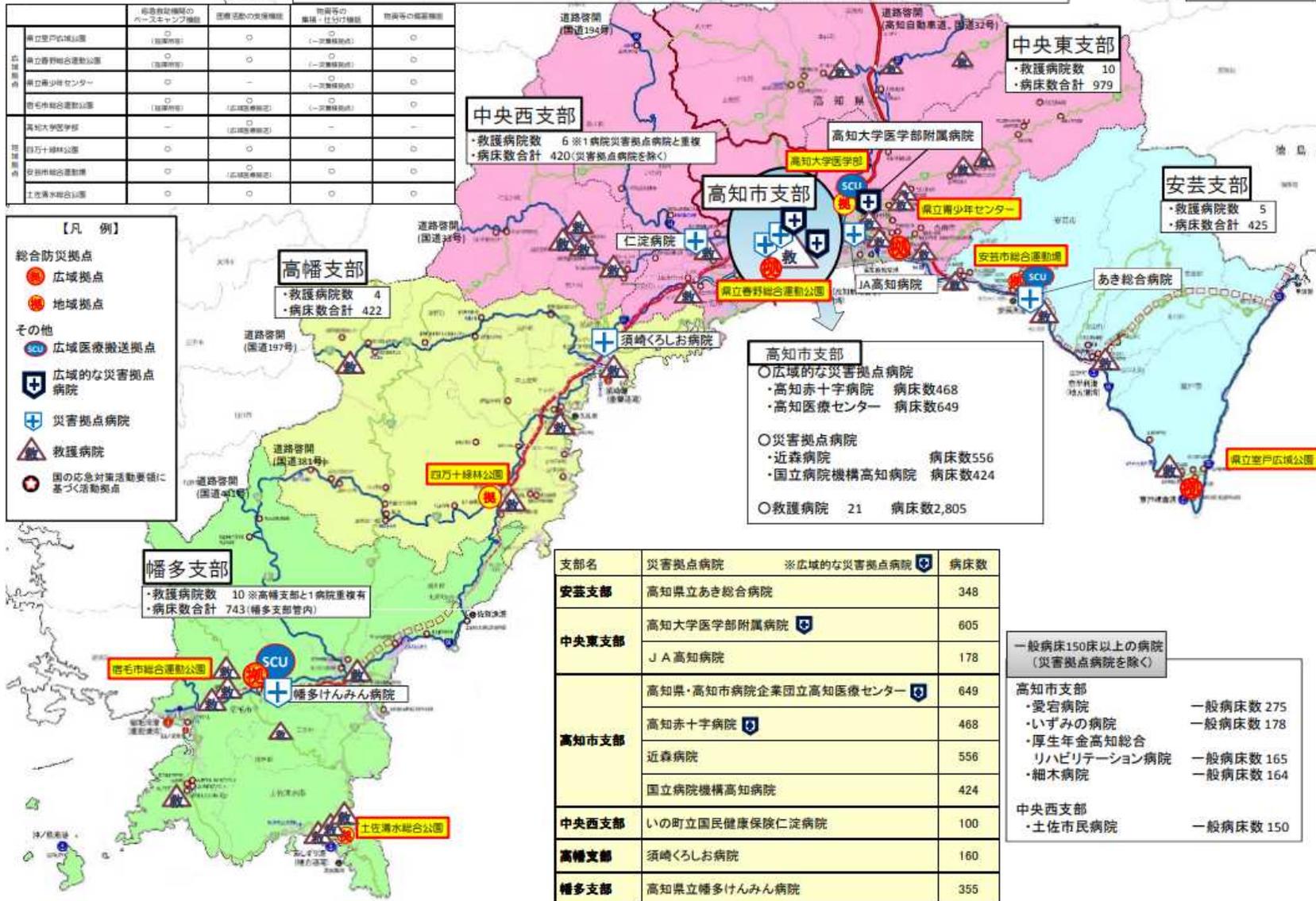
総合防災拠点及び広域医療搬送拠点、災害拠点病院等の配置図

参考資料9

	総合防災拠点の ヘルメットマーク機能	避難活動の実現機能	物資等の 搬送・仕分け機能	物資等の 貯蔵機能
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知大学医学部	○	○	○	○
須崎くろしお病院	○	○	○	○
高知赤十字病院	○	○	○	○
近森病院	○	○	○	○
国立病院機構高知病院	○	○	○	○
土佐清水総合公園	○	○	○	○

【凡例】

- 総合防災拠点
 - 広域拠点
 - 地域拠点
- その他
 - SCU 広域医療搬送拠点
 - ⊕ 広域的な災害拠点病院
 - ⊕ 災害拠点病院
 - ⚠ 救護病院
 - ⊙ 国の応急対策活動要領に基づく活動拠点



中央西支部
 ・救護病院数 6 ※1病院災害拠点病院と重複
 ・病床数合計 420(災害拠点病院を除く)

中央東支部
 ・救護病院数 10
 ・病床数合計 979

安芸支部
 ・救護病院数 5
 ・病床数合計 425

高幡支部
 ・救護病院数 4
 ・病床数合計 422

高知市支部
 ○広域的な災害拠点病院
 ・高知赤十字病院 病床数468
 ・高知医療センター 病床数649
 ○災害拠点病院
 ・近森病院 病床数556
 ・国立病院機構高知病院 病床数424
 ○救護病院 21 病床数2,805

幡多支部
 ・救護病院数 10 ※高幡支部と1病院重複有
 ・病床数合計 743(幡多支部管内)

支部名	災害拠点病院 ※広域的な災害拠点病院 ⊕	病床数
安芸支部	高知県立あき総合病院	348
中央東支部	高知大学医学部附属病院	605
	J A 高知病院	178
高知市支部	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	649
	高知赤十字病院	468
	近森病院	556
	国立病院機構高知病院	424
中央西支部	いの町立国民健康保険仁淀病院	100
高幡支部	須崎くろしお病院	160
幡多支部	高知県立幡多けんみん病院	355

一般病床150床以上の病院
 (災害拠点病院を除く)

高知市支部
 ・愛宕病院 一般病床数 275
 ・いずみの病院 一般病床数 178
 ・厚生年金高知総合リハビリテーション病院 一般病床数 165
 ・細木病院 一般病床数 164

中央西支部
 ・土佐市民病院 一般病床数 150

大雨・豪雨等に備える下水道の対策

県内の下水道において、大雨・豪雨等の災害により被害が生じた施設の早期復旧等を図るため、災害時の支援協定を締結するなどの対策を行っている。

① 災害時の支援協定

大雨・豪雨等の災害発生時に備え、下記の4つの協定を締結している。

- ・災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、16市町村）
 - ・災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定（県、16市町村、日本下水道事業団）
 - ・災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（県、16市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
 - ・災害時等における高知県内の下水道施設の技術支援協力に関する協定（県、下水道及び集落排水事業を所管する23市町村、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部）
- ※（ ）内は協定締結者を示す

② 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

中国・四国地方の自治体において、大規模地震やその他災害により、被災自治体では対応が困難な下水道施設の災害が発生した場合に備え、中国地方整備局、四国地方整備局、県（中国・四国地方）、市（県庁所在地）、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会等の関係機関で、災害時相互支援体制を整備している。

当ルールに基づき、災害支援連絡会議を年1回開催するとともに、年2回程度、情報連絡訓練を実施している。

③ 雨の勉強会

市町村の下水道担当者を対象に、気象庁（高知地方气象台）や四国地方整備局（下水道係）などから講師を招き、高知県の気象特性や防災気象情報、下水道における都市浸水対策の最新の情報などについての勉強会を平成27年度から年1回程度実施している。



雨の勉強会実施状況

◆下水道事業を実施している16市町村

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万土市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町

※下線部は雨水対策を実施している11市町村を示す